

群馬県条件付一般競争入札（事前審査方式）実施要領

（目的）

第1条 この要領は、地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の5の2の規定により群馬県が発注する建設工事に係る入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格を有する者により行わせる一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札前に行う競争入札（以下「一般競争入札（事前審査方式）」という。）の実施に関し、地方自治法、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）及び群馬県財務規則（「財務規則」という。）等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 契約担当者（財務規則第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）は、原則として設計価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が1千万円以上の建設工事のうち、適当と判断したものを一般競争入札（事前審査方式）に付する。

（入札参加資格）

第3条 契約担当者は、次に掲げる事項を入札参加資格に定める。

- （1）群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第10条第1項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載された者であること。
- （2）自治令第167条の4第1項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- （3）財務規則第170条第2項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
- （4）群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第2条第2項に規定する指名停止を受けていない者であること。
- （5）会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた建設業者又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた建設業者にあつては、手続開始決定後に資格者名簿に記載された者であること。
- （6）当該工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。
- （7）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- （8）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入している建設業者であること。（当該保険に加入の義務がない者を除く。）

2 契約担当者は、前項の入札参加資格のほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格に定めることができる。

- （1）資格者名簿の格付け又は総合数値等に関する事項
- （2）特定建設業の許可に関する事項
- （3）同種又は類似工事の施工実績に関する事項
- （4）配置予定技術者の資格又は施工経験に関する事項
- （5）建設業法第3条に規定する営業所の所在地に関する事項
- （6）その他必要な事項

3 予定価格が特例政令第3条第1項に規定する総務大臣が定める額以上となる建設工事（以下「特例政令適用工事」という。）は、次のとおり扱う。

- （1）知事は、特例政令適用工事に係る公告日において資格者名簿に記載されていない者に

あつては、財務規則第190条の2第1項の規定により入札期日までに入札参加資格を審査し、適格者に入札参加資格を与える。

(2)前項の総合数値等に関する事項は、「対象工事に係る業種の経営事項審査に係る総合評定通知書の総合評定値(P)が一定の数値以上であること」とする。

(3)前項の営業所の所在地に関する必要な資格は、特例政令第5条の規定により定めない。

4 第1項及び第2項の入札参資格のない者が行った入札は無効とする。

(資格者名簿に登載されていない者等の取り扱い)

第4条 知事は、特例政令適用工事に係る公告日において資格者名簿に登載されていない者にあつては、財務規則第190条の2第1項の規定により入札期日までに選定要領に定める資格審査を行う。

2 知事は、前項の公告日において資格者名簿に登載されていない特定建設工事共同企業体にあつては、財務規則第190条の2第1項の規定により入札期日までに群馬県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に定める共同企業体の資格審査を行う。

3 前2項の入札参加資格の確認は、単体による参加にあつては入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を、特定建設工事共同企業体にあつては共同企業体入札参加資格審査申請書、特定建設工事共同企業体協定書及び特定建設工事共同企業体誓約書を公告の日の翌日から起算して14日以内であつて、当該公告に定める日までに提出させて行う。

4 知事は、第1項又は第2項の資格審査を入札期日までに終了することができないおそれがあると認めるときは、その旨を当該申請者に通知する。

(入札参加資格等の決定)

第5条 群馬県入札参加資格審査委員会の設置及び運営に関する要領第2条第1項の規定により設置された入札参加資格審査委員会は、次に掲げる事項を審議のうえ決定する。

(1)前条に規定する入札参加資格の詳細に関すること

(2)第9条第4項に規定する決定に関すること

(3)その他必要と認めること

(入札の公告)

第6条 契約担当者は、自治令第167条の6及び財務規則第171条の規定により適切な方法により公告する。

2 契約担当者は、特例政令第6条及び財務規則第190条の4の規定により開札日の前日から起算して40日前までに特例政令適用工事に係る前項の公告を群馬県報へ登載するとともに、財務規則第190条の4第2項に規定する事項を英語により記載する。

(入札説明書)

第7条 契約担当者は、前条の公告後速やかに財務規則第190条の8の規定による特例政令適用工事に係る入札説明書又は特例政令適用工事を除く対象工事(以下「特例政令適用外工事」という。)に係る入札説明書を入札参加希望者に交付する。

2 契約担当者は、前項の入札説明書に次に掲げる事項を記載する。

(1)当該入札の公告の日付

(2)契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(3)入札に付する工事内容等に関する事項

(4)契約条項を示す場所及び日時

(5)入札保証金に関する事項

- (6)第3条に規定する入札参加資格に関する事項
 - (7)第8条に規定する申請書及び資料に関する事項
 - (8)第9条に規定する入札参加資格の確認に関する事項
 - (9)入札執行の日時及び場所等に関する事項
 - (10)入札方法等に関する事項
 - (11)契約保証に関する事項
 - (12)工事費内訳書に関する事項
 - (13)入札の無効に関する事項
 - (14)契約書作成に関する事項
 - (15)支払条件に関する事項
 - (16)その他必要な事項
- (申請書及び資料)

第8条 契約担当者は、一般競争入札(事前審査方式)に参加する者の入札参加資格を確認する。

2 契約担当者は、前項の確認を行うために公告の日の翌日から起算して14日以内で当該公告に定める日までに申請書及び入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を入札参加希望者に提出させる。

2 前項の申請書及び資料を期限までに提出しない者は、入札に参加できない。

(入札参加資格の確認)

第9条 契約担当者は、前条の申請書及び資料の提出があったときは、提出期限日をもって入札参加資格を確認する。

2 契約担当者は、前項の確認により入札参加資格を有していることを確認したときは、その旨を通知する。

3 契約担当者は、第1項の確認により入札参加資格を有していない者があったときは入札参加資格審査委員会において審議するとともに、入札参加資格を有していないこと及びその理由を通知する。

4 契約担当者は、入札参加資格を有していない者に前項の通知をするとともに、群馬県建設工事の入札・契約に係る苦情処理要領第7条第3項の規定により通知を行った日の翌日から起算して5日(群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。)以内に書面により当該理由について説明を求めることができる旨を教示する。

5 契約担当者は、入札参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までに、第2項の通知を受けた者が指名停止措置を受けたときは資格の確認を取り消し、入札参加資格を有していないと認めたことを通知する。

(入札の執行と資格の確認)

第10条 契約担当者は、財務規則第190条の7の規定により特例政令適用工事において郵便による入札を禁止してはならない。

2 契約担当者は、入札執行にあたって入札書を持参した者に前条第2項の通知(以下「確認通知書」という。)の提示を求める。

3 契約担当者は、第1項の郵便による入札を行わせるときは工事費内訳書、入札書及び確認通知書を郵送させる。

(入札の無効)

第11条 入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札又は入札公

告及び入札説明書等で示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

2 第9条第2項の通知を受けた者であっても、入札を行ったときに第3条の入札参加資格がない者のした入札は無効とする。

(落札者の公示)

第12条 契約担当者は、財務規則第190条の10の規定により特例政令適用工事に係る事項を公示する。

(その他)

第13条 入札参加希望者から提出された申請書等は公表しない。

(電子入札による手続)

第14条 ぐんま電子入札共同システムによる入札の場合は、この要領に定めるほか、ぐんま電子入札共同システムによる手続により行う。

附則

1 この要領は、平成8年1月1日から施行する。

2 一般競争入札の試行実施要領は平成8年3月31日で廃止する。

附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年10月6日から施行する。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、平成20年8月1日から施行する。

2 工事希望型競争入札実施要領は平成20年7月31日で廃止する。

3 郵便入札実施要領は平成20年7月31日で廃止する。

附則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。